

令和4年 第14回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和4年12月12日(月) 午後1:30~3:30
2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (2人) 3番坂根克也、7番橋端秀作
5. 会議書記 事務局主事 服部 奨
6. 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名について
 - 日程第2 諸般の報告について
 - 日程第3 議案第28号
農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 日程第4 議案第29号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 日程第5 議案第30号
非農地証明交付申請の承認について

(令和4年第14回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4番下村委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には2番佐藤委員並びに5番佐藤委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	日程第3議案第28号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第11号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、議案第28号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。 農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出を受けたので審議を求めるものです。 3ページをお開きください。 議案第28号、受付番号第11号の申請は、親子間の生前贈与による許可申請です。農地の所在は西越字鶴館他、田が5筆●●●●m ² 、畠が5筆●●●●m ² 、合計10筆●●●●m ² です。 4ページをお開きください。 農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 5ページと6ページに許可申請書の写し、7ページに現況画像を添付してあります

	<p>ので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第11号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第28号受付番号第11号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第28号受付番号11号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第28号受付番号12号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをお開きください。</p> <p>議案第28号、受付番号12号の申請は、譲渡人が村外へ転出予定であり、譲受人が以前から借りていたことから、売買に至ったものです。</p> <p>農地の所在は、大字西越字向平、地目は畠、面積は●●●●m²です。</p> <p>9ページの農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>10ページに許可申請書の写し、11ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>12ページに令和4年11月18日に撮影した画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第12号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を1番谷地村職務代理から報告を求めます。</p>
事務局	<p>座ったままで失礼します。</p> <p>議案第28号、受付番号第12号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠で、所有者は村外に転出を予定していて、農地を手放したいと考えており、耕作者は以前から申請地を借りていたこともあり、今回の売買申請に至ったものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p>

	以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第28号受付番号12号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第28号受付番号第12号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第28号受付番号13号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	13ページをお開きください。 議案第28号、受付番号13号の申請は、譲渡人は村外に在住しており耕作が困難であること。 譲受人は経営規模を拡大したいために、今回の申請に至ったものです。 農地の所在は、大字戸来字金ヶ沢、地目は畑、面積は●●●●m ² です。 14ページの農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 15ページと16ページに許可申請書の写し、17ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。 18ページに令和4年12月2日に撮影した画像を添付しておりますので参考にしてください。 以上で受付番号第13号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、調査の結果を6番荻沢委員から報告を求めます。
事務局	座ったままで失礼します。 議案第28号受付番号第13号について現地調査の結果を報告します。 申請地目は畑で、所有者は村外に居住していて、耕作が困難であることから農地を手放したいと考えていました。 耕作者は所有者と親戚関係にあり、経営規模を拡大したいと考えていたことから申請されたものです。 現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。

議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第28号受付番号13号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第4議案第29号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号27号について審議に付します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>19ページをお開きください。</p> <p>日程第4議案第29号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙農用地利用集積計画について決定について承認を求めるものです。</p> <p>今回すべての事案が公告にて権利移動する一括方式による貸借となっております。</p> <p>20ページをお開きください。</p> <p>議案第29号受付番号第27号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年11月25日付け新農林第235号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字西沢口他、地目は田が1筆、面積が●●●●m²、畠が1筆、面積が●●●●m²、合計2筆、面積が●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>21ページから24ページに協議に係る文書等の写し、25ページに位置図、26ページに令和4年12月2日に撮影した現地画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第27号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番荻沢委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第29号、受付番号第27号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は田と畠で、貸借の契約期間満了に伴い農地中間管理機構経由で再契約するものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。

	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第29号受付番号第27号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第29号受付番号第27号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第29号受付番号28号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>27ページをお開きください。</p> <p>議案第29号、受付番号第28号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年11月25日付け新農林第236号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字雨池、地目は畠で、面積が●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>28ページから31ページに協議に係る文書等の写し、32ページに位置図、33ページに令和4年12月2日に撮影した現地画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第28号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番荻沢委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第29号、受付番号第28号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠で、以前から受け手が耕作しており、今回、相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構経由で契約するものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はありませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第29号受付番号28号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第29号受付番号第28号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第29号受付番号第29号および第30号は関連がありますので一括して審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>34ページをお開きください。</p> <p>はじめに受付番号第29号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年11月25日付け新農林第237号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字雨池、地目は畠で、面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>35ページから38ページに協議に係る文書等の写し、39ページに位置図、40ページに令和4年12月2日に撮影した現地画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>続きまして受付番号第30号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年11月25日付け新農林第237号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字長坂後、地目は畠で、面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>42ページから45ページに協議に係る文書等の写し、46ページに位置図、47ページに令和4年12月2日に撮影した現地画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第29号及び第30号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番荻沢委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第29号、受付番号第29号及び第30号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目はいずれも畠で、以前から受け手が耕作しており今回、相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構経由で契約するものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第29号受付番号第29号および第30号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第29号受付番号第29号および30号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第29号受付番号第31号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>48ページをお開きください。</p> <p>受付番号第31号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和4年11月25日付け新農林第238号で農用地利用集積計画について協議を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字丹雨池他、地目は田が2筆、面積は6, 878m²、畠が4筆、面積が5, 423m²、合計6筆、面積は●●●●m²で、10年間の賃貸借で、賃借料は10aあたり●●●●円です。</p> <p>49ページから52ページに協議に係る文書等の写し、53ページに位置図、54ページに令和4年12月2日に撮影した現地画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第31号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番荻沢委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第29号、受付番号第31号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は田と畠で、所有者が労働力不足により耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けするものであります。</p> <p>耕作者は経営規模を拡大して農業経営の安定を図りたいと考えていたため、両者の意思が一致し申請されたものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p>

	議案第29号受付番号第31号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第29号受付番号31号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第5議案第30号非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第5号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>55ページをお開きください。</p> <p>日程第5議案第30号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か、農地・非農地の判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めるものです。</p> <p>56ページをお開きください。</p> <p>議案第30号受付番号第5号についてご説明いたします。</p> <p>申請人および証明を受けようとする土地等詳細については、56ページに記載のとおりです。</p> <p>非農地の事由については、申請地は30年以上前から耕作しておらず、刈払い等で山林化を防いでいたが、土中に多数の木の根があることから耕起できず、農地に復元するのが困難であるためです。</p> <p>57ページに非農地証明願いの写し、58ページに位置図、59ページに令和4年12月2日に撮影した現地画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で議案第30号受付番号第5号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番荻沢委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第30号、受付番号第5号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>所有者は、30年以上前から労働力不足により耕作できず、刈払い等で山林化を防いでいましたが、土中に木の根があり農業機械で耕起できない状況であることから、農地への復元は困難と思われます。</p> <p>よって、非農地証明の交付は問題ないと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。

	<p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第30号受付番号第5号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第30号受付番号第5号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和4年第14回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年 12月 12日

議 長 日向 將行

署名者 佐藤 哲

署名者 佐藤 久美子